埼玉労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県自動車小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月９日

埼玉労働局長　苧谷　秀信

第４号中「１時間824円」を「１時間831円」に改める。

静岡労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月９日

静岡労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間788円」を「１時間796円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月27日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県鉄鋼業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月９日

岡山労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間804円」を「１時間818円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月15日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月９日

岡山労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間721円」を「１時間734円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月15日から効力を生ずる。

香川労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、香川県冷凍調理食品製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月９日

香川労働局長　中山　明広

第４号中「１時間741円」を「１時間742円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月15日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月９日

福岡労働局長　久保村日出男

第４号中「１時間806円」を「１時間824円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月９日

福岡労働局長　久保村日出男

第４号中「１時間792円」を「１時間805円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月９日

福岡労働局長　久保村日出男

第４号中「１時間771円」を「１時間782円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月９日

福岡労働局長　久保村日出男

第４号中「１時間786円」を「１時間797円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月９日

福岡労働局長　久保村日出男

第４号中「１時間745円」を「１時間755円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月10日から効力を生ずる。

公　告

諮　詢　庁

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条の規定により公告する。受還付人は、同条第２項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

前橋地方検察庁検察官

平成21年検第348号窃盗等被告事件（平成22年領第139号）　1．外国通貨　シンガポール５ドル35セント。香港179ドル40セント。タイ760バーツ。イタリア3,000リラ。ギリシャ1,051ドラクマ。フランス71フランと１／２フラン。ユーロ20ユーロ53ユーロセント。イギリス15ポンド80ペンス。中国233圓。韓国６万7,510ウォン。米国190ドル92セント。カナダ５ドル77セント。インドネシア800ルピア。マカオ１パタカ40アボス。ベルギー５フラン。パシフィックフラン200フラン。マレーシア１リンギット50セン。ノルウェー17クローナー50エーレ。オーストラリア72セント。インド15ルピー。ブラジル１グルゼイロ。フィリピン２ペソ。ドイツ10マルク。オランダ５フルデン。2．商品券25枚。3．ＵＳＢメモリ１個。4．アダプタ１個。5．イヤリング８個。6．インゴット１個。7．ウォークマン１台。8．カメラ１台。9．キャリングケース１個。10．ケース15点。11．ゲームソフト８個。12．ゲーム機14台。13．コイン13枚。14．利用券３枚。15．デジタルカメラ４台。16．ネックレス57本。17．パーソナルコンピューター１台。18．バッグ７個。19．ピアス90個。20．ビデオカメラ２台。21．ビニール袋１枚。22．ブレスレット12個。23．ブローチ３個。24．ペンダントトップ14個。25．ボールペン１本。26．マイナスドライバー１本。27．マウス１個。28．メモ紙１枚。29．ライター３個。30．ルーペ１個。31．巾着袋４枚。32．鍵１個。33．古銭１枚。34．財布10個。35．指輪48個。36．袋３点。37．電子はかり１台。38．納品請求書２枚。39．箱１個。40．布巾１枚。41．文具券５枚。42．保証書１通。43．宝くじ30枚。44．腕時計44個。45．腕時計のベルト３点。46．現金13,276円。47．古銭２枚